

覺略○中

一屋形船の數、先年より百艘に限り候、彌其旨を相守り候て、此數之外に、小屋形船にても作り出さる様に可被申付候事○中

以上

三月

〔享保集成絲綸錄四十二〕正徳三巳年五月

一町中屋形船員數之儀、寶永三戌年、百艘相定、其節船主共江燒印札渡置、猶又此度令吟味右之者共江燒印札壹枚宛相渡、彌員數百艘相定候間、右之外は、屋形船壹艘も所持仕間鋪事、

一町船作り之武士方所持之屋形船之儀は、其屋敷より番所江相達子細有之分は、是又燒印札壹枚充相渡候、武士方之屋形舟たりといふ共、札於無之は、一切預り申間鋪候事○中

右之通相定候間、此旨可相守不時に人を廻し相改、若相背者於有之は、當人は曲事申付、名主家主越度可申付之段、燒印札所持之舟たりといふ共、改候節船に掛置ざるにおゐては、札取上候間、此條々相守候様に町中急度可相觸者也、

五月

〔洞房語園異本考異上〕遊女の傳奏御屋敷御評定所へ召れし趣意は、國初御評定所へ、式日に至り、朝夕の御賭の義は、下奉行に被仰付候處、手支候事はなけれ共、御歴々の御給仕の人に事かき候よしき、るを國老板倉四郎左衛門伊賀守勝重  
從四位侍從了簡を以て、吉原町の遊女を召使れたり、○中傳

奏御屋敷へ召れし遊女の往來には、舟の上には苦覆をいたし、幕簾をかけたるを初めとして、外にも屋形舟といふもの始りけると也、是樓船の權輿と聞えたり、

〔昔昔物語〕昔慶安の頃、夏日照暑氣強故、諸人涼みの爲、ひらた舟に、やね作りかけ、是をかりて人を